

## VII 保険年金課

保険年金課は、サラリーマンと事業主などの生活の安定を守るため、健康保険組合、全国健康保険協会支部、企業年金及び国民年金基金の監督、認可等の事務を行っています。

### 1 健康保険組合に関する業務

#### (1) 概要

健康保険組合とは、常時700名以上の従業員がいる事業所、または同業・同種の事業所を集めて3,000名以上の従業員がいる事業所が、事業主の申請によって厚生労働大臣の認可を得て設立するものであり、全国健康保険協会（協会けんぽ）と同じく健康保険の事業を運営する保険者です。健康保険組合が保険者となって運営する健康保険を「組合管掌健康保険」といい、従業員700名以上の大企業体を母体としてつくられた健康保険組合を単一健保組合、同業・同種の事業所によって組織された健康保険組合を総合健保組合といいます。

東北厚生局では健康保険組合の健全な運営を図ることにより組合員の利益を守るため、健康保険組合が行う業務について次のとおり指導監督を行っています（参考資料7（1）参照）。

#### ○ 健康保険組合の監督に関すること

- ① 諸認可（設立、合併及び解散等を除く。）に関すること
- ② 運営の指導監督（監査）に関すること
- ③ 解散、合併等の事務指導に関すること
- ④ 事業運営の現状分析及び財政運営の分析に関すること
- ⑤ 諸調査及び諸統計の作成に関すること

#### (2) 根拠法令等

- ・ 健康保険法第29条、第205条
- ・ 厚生労働省設置法第18条
- ・ 厚生労働省組織規則第707条第80号、第718条第3号

#### (3) 業務実績（平成22年度～平成26年度）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
指導監査（組合）	12	11	11	11	11
指定健保組合の指定（組合）	0	1	1	0	0
解散・合併認可（組合）	0	3	0	0	0
規約改正等認可（件）	34	49	33	19	27
届出・報告等（件）	693	711	648	696	641
公法人証明・印鑑証明（件）	12	28	29	22	11

[指導監査における主な指導内容]

- ・ 任意継続被保険者にかかる保険料の前納制度の周知がされていないため、前納制度について周知し、被保険者が納付方法を選択できるようにすること。
- ・ 個人情報保護管理規程に基づき個人情報の利用目的を特定し公表すること。
- ・ 通知に基づき「固有個人データ（診療報酬明細書等を除く）の開示、訂正、利用停止等に係る取扱要領」を整備すること。
- ・ 前期高齢者医療費の適正化は、組合財政の安定や後期高齢者医療制度の基盤の安定化に資するものであることから、レセプトデータ等を活用し状況を把握のうえ、前期高齢者医療費の適正化事業を積極的に行うこと。

## 2 全国健康保険協会に関する業務

### (1) 概要

全国健康保険協会とは、中小企業等で働く従業員やその家族が加入している健康保険（政府管掌健康保険）を運営していた国（社会保険庁）に替わり、平成 20 年 10 月 1 日に新たに設立されたものです。

東北厚生局では、全国健康保険協会支部の健全な運営を図ることで被保険者等の利益を守るため、協会支部が行う業務について指導監督を行っています（参考資料 7（2）参照）。

#### ○ 全国健康保険協会の行う業務に関すること

- ① 全国健康保険協会に対する報告の徴収、質問及び検査に関すること
- ② 全国健康保険協会が行う国税滞納処分の例による処分に関する認可に関すること
- ③ 全国健康保険協会が行う立入検査等に関する認可に関すること

### (2) 根拠法令等

- ・ 健康保険法第 7 条の 38、同条の 39
- ・ 厚生労働省設置法第 18 条
- ・ 厚生労働省組織規則第 707 条第 77 号及び第 78 号、第 718 条第 1 号及び第 2 号

### (3) 業務実績（平成 22 年度～平成 26 年度）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
指導監査支部	2	2	2	2	2

[指導監査における主な指導内容]

- ・ 過去の見積合わせの結果により引き続き随意契約している事例が認められるため、契約事務処理規程に基づき、見積徴取し適正な契約を行うこと。
- ・ 高額療養費を請求していない被保険者に対し督促しているものの、高額療養費が未払いとなっているものがあるため、対応方法を検討すること。

### 3 厚生年金基金、国民年金基金に関する業務

#### (1) 概要

厚生年金基金とは、企業や業界団体等が厚生労働大臣の認可を受けて設立する法人であり、国の年金給付のうち老齢厚生年金の一部を代行するとともに、厚生年金基金独自の上乗せを行い、年金資産を管理・運用して年金給付を行っています。

また、国民年金基金とは、厚生労働大臣の認可を受けた公的な法人であり、都道府県ごとに設立された「地域型基金」と職種別に設立された「職能型基金」の2種類に大別されます。

地域型基金は、平成3年5月に全国の47都道府県で設立され、それぞれの都道府県に住所を有する国民年金第1号被保険者が加入でき、職能型基金は、25職種について平成3年5月より順次設立され、国民年金基金ごとに定められた事業または業務に従事する国民年金第1号被保険者が加入できます。

東北厚生局では、基金の健全な運営を図ることにより加入員の利益を守るため、基金が行う業務について次のとおり指導監査を行っています（参考資料7(3)、(4)参照）。

- 厚生年金基金及び国民年金基金の監督に関すること
  - ① 運営の指導監督（監査）に関すること
  - ② 規約改正（年金数理に関するものを除く。）に関すること
  - ③ 解散・合併等の事務指導に関すること
  - ④ 事業運営の現状分析及び財政運営の分析に関すること
  - ⑤ 諸調査及び諸統計に関すること

#### (2) 根拠法令等

- ・ 厚生年金保険法第178条、第179条、第180条
- ・ 厚生年金基金令第56条
- ・ 国民年金法第141条、第142条、第142条の2
- ・ 国民年金基金令第53条
- ・ 厚生労働省設置法第18条
- ・ 厚生労働省組織規則第707条第81号、第718条第4号

(3) 業務実績（平成 22 年度～平成 26 年度）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
厚年基金指導監査（基金）	11	11	6	8	1
国年基金指導監査（基金）	2	2	2	2	2
指定基金の指定（基金）	2	3	0	0	0
解散に伴う指導監査（基金）	0	0	0	0	0
解散認可実地監査（基金）	0	0	0	0	0
将来返上認可（基金）	1	0	0	1	6
過去返上認可（基金）	0	1	2	0	1
規約改正等認可（件）	87	71	79	158	154
届出・報告等（件）	442	476	607	693	444
公法人証明（件）	13	12	12	12	53

[厚生年金基金の指導監査における主な指導内容]

- ・ 会計伝票の起票者と現金の出納担当者は、原則として別人とすること。
- ・ 随意契約の際には、二名以上の者からの見積書を取得すること。

[国民年金基金の指導監査における主な指導内容]

- ・ 効果的な加入員確保事業の推進に努めること。

#### 4 確定拠出年金に関する業務

##### (1) 概要

確定拠出年金は、運営形態により企業が実施する「企業型」と、国民年金基金連合会が実施し確定給付型企业年金のない従業員や自営業者等が加入する「個人型」の2つに大別され、いずれも規約を作成し厚生労働大臣の承認を受ける必要があります。拠出された掛金は個人ごとに明確に区分され、掛金と個人の運用指図による運用収益との合計額を基に給付額が決定されます。

東北厚生局では、確定拠出年金の健全な運営を図ることにより加入員の利益を守るため、確定拠出年金実施事業所が行う業務について指導監督を行っています。

○ 確定拠出年金事業の監督（事業主に係るものに限る。）に関すること

- ① 運営管理機関の指導監督に関すること
- ② 規約承認に関すること
- ③ 規約の変更に関すること
- ④ 終了の承認に関すること

(2) 根拠法令等

- ・ 確定拠出年金法第 103 条、第 104 条、第 114 条第 3 項
- ・ 厚生労働省設置法第 18 条
- ・ 厚生労働省組織規則第 707 条第 82 号、第 718 条 5 号

(3) 業務実績（平成 22 年度～平成 26 年度）

（単位：件）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
規約変更	33	28	49	40	29
（うち新規承認）	(15)	(15)	(8)	(10)	(7)
届出報告等	125	140	153	160	228

## 5 確定給付企業年金に関する業務

(1) 概要

確定給付企業年金とは、運営形態により企業法人が法人格のある企業年金基金を厚生労働大臣の認可を受けて設立する「基金型」と、労使合意の年金規約を制定し、厚生労働大臣の承認を受ける「規約型」の 2 つに大別され、年金資産を管理・運用して年金給付を行っています。

東北厚生局では、確定給付企業年金の健全な運営を図ることにより加入員の利益を守るため、確定給付企業年金実施事業所及び確定給付企業年金基金が行う業務について指導監督を行っています。

○ 確定給付企業年金事業の監督に関すること

- ① 事業主等の指導監督（監査）に関すること
- ② 規約承認に関すること
- ③ 規約の変更に関すること
- ④ 終了の承認に関すること

(2) 根拠法令等

- ・ 確定給付企業年金法第 101 条、第 102 条、第 104 条
- ・ 厚生労働省設置法第 18 条
- ・ 厚生労働省組織規則第 707 条第 82 号、第 718 条第 5 号

## (3) 業務実績 (平成 22 年度～平成 26 年度)

(単位：件)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
規約承認	117	348	35	16	26
(うち新規承認)	(57)	(173)	(1)	(1)	(3)
大臣承認(認可)書類の受付進達等	186	148	53	61	59
届出報告等	458	601	814	993	1,015
公法人証明	17	7	4	4	5
書面監査		24	122	120	120
(書面監査後の実地監査)		(6)	(48)	(40)	(40)

## 〔指導監査における主な指導内容〕

- ・ 規約で引用している労働協約が変更されているにもかかわらず、規約が変更されていないため整合を図ること。
- ・ 規約に従い、裁定請求書には生年月日を証する書類を添付させること。
- ・ 資産運用については、運用の基本方針及び整合的な運用指針を策定し、当該基本方針等に沿って運用すること。
- ・ 企業年金等に関する個人情報の取扱いについては、企業年金等に関する個人データ管理責任者及び個人データを取り扱う従業員に対し、必要な教育及び研修を実施すること。
- ・ 業務概況の周知については、毎事業年度 1 回以上、加入者に周知すること。